

宇治市監査委員公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第11項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

平成29年3月31日

宇治市監査委員

小山茂樹  
森真二  
堀明人

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

## 第2 監査の対象

平成28年度建設総括室及び建設部の財務に関する事務の執行について

## 第3 監査の実施期間

平成29年1月5日から同年2月23日まで

## 第4 監査の概要

この監査は、建設総括室、建設部建設総務課、用地課及び道路建設課における事務事業のうち、主として平成28年4月1日から同年11月30日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。

## 第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

道路占用料収入状況（建設総務課）

境界明示等手数料収入状況（建設総務課）

道路拡幅等予定用地使用料収入状況（道路建設課）

負担金、補助及び交付金支出状況（建設総括室、用地課）

委託料支出状況（建設総務課、道路建設課）

使用料及び賃借料支出状況（建設総括室、用地課）

工事請負費支出状況（道路建設課）

備品管理状況

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検するなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められており、監督者の役割が重要であると考えられる。そのことをしっかり受け止めるとともに、職員一人ひとりが問題意識を持ち、それぞれの業務に生かして市民の信頼に応えられるよう要望する。

## 記

### 1 建設総括室

- (1) 負担金、補助及び交付金支出状況について  
特になし。
- (2) 使用料及び賃借料支出状況について  
特になし。
- (3) 備品管理状況について  
特になし。

### 2 建設総務課

- (1) 道路占用料収入状況について  
平成 25 年度の前回定期監査等において、道路占用料及び水路使用料が納期限までに納入されないことがあると指摘した点については、今回も同様の状況が見受けられた。改善を図られるよう求める。
- (2) 境界明示等手数料収入状況について  
手数料の指定金融機関への払込みの時期に遅れが見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。
- (3) 委託料支出状況について  
特になし。
- (4) 備品管理状況について  
特になし。

### 3 用地課

- (1) 使用料及び賃借料支出状況について  
特になし。
- (2) 負担金、補助及び交付金支出状況について  
特になし。
- (3) 備品管理状況について  
特になし。

#### 4 道路建設課

- (1) 道路拡幅等予定用地使用料収入状況について  
使用料の納入期限について、指定のないものや、指定に疑義のあるものが見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。
- (2) 委託料支出状況について  
特になし。
- (3) 工事請負費支出状況について  
特になし。
- (4) 備品管理状況について  
特になし。